

令和 7 年度川崎市町内会・自治会加入啓発広報業務委託  
仕様書

1 委託業務の名称

令和 7 年度川崎市町内会・自治会加入啓発広報業務委託

2 目的

町内会・自治会加入率の漸減は全国的な傾向であるとともに、本市においては、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加や核家族化の影響による世帯規模の減少、本市域での人口の増加等、町内会・自治会加入世帯数が増えない状況が続いている。これまでも町内会・自治会への加入促進に向けた啓発広報活動を行ってきたが、加入率の減少に歯止めをかけるため、新たな担い手となるファミリー層や子育て世代を重点的なターゲット（以下、「重点的ターゲット」という。）として町内会・自治会の活動等を発信し、その意義を認知してもらうとともに、町内会・自治会への自発的な加入につなげるため啓発・広報を行う。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

受注者は、本委託業務の目的を達成するため、次に掲げる一切の業務を行うこと。

（1）業務全般

本仕様書をもとに、発注者が実施する啓発広報事業について発注者に企画・提案し、緊密かつ十分に協議して決定すること。

（2）加入啓発広報手段の企画立案・実施

・重点的ターゲットをはじめ、単身世帯など未加入者の町内会・自治会加入につながる啓発広報事業を契約上限額の範囲内で企画立案し、実施すること。なお、広報範囲は川崎市内を原則とする。

・提案にあたっては、「町内会・自治会加入の意義」や「町内会・自治会加入のきっかけ作り」、「町内会・自治会の活動に興味を抱くような工夫」に力を入れた啓発広報について提案するものとする。

・実施にあたり関係者と打合せを行う場合は、必要な調整を行うこと。

・加入啓発広報手段として紙媒体による手段を提案する場合、印刷部数とその根拠及び配布方法を明確にすること。

- ・加入啓発広報手段として動画による手段を提案する場合、制作した動画の放映方法、期間を明確にすること。
- ・加入啓発広報手段として動画による手段を提案する場合、ファイル形式は mp4、画質はフルハイビジョン、時間は15秒とする。また、ウェブサイトや YouTube、SNS 等での放映を想定し、それに適したデータ量とする。なお、デジタルサイネージへ掲載する際、無音となる場合もあることから、無音でも伝わる内容とし、ナレーション等の音声を入れる場合は、日本語のテロップを入れること。また、BGM 等の音楽素材の使用に関しては、著作権の問題が発生しないようにするとともに、著作権等の許諾が必要な場合は、手続きを受注者において行うこと。
- ・広告媒体の確保、出稿、広告掲出料の支出、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス、掲出状況の確認等は受注者において行う。ただし、市が所管する掲出媒体については、媒体の確保は発注者が行うこととし、掲出・撤去作業、掲出中のメンテナンス及び掲出状況の確認は受注者が行う。
- ・コンテンツの閲覧数等数値として把握できるものについては、年齢、性別、世帯構成等を報告書に記載すること。
- ・本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受注者が行うものとする。

### (3) 業務上の注意事項

- ・受注者は、初期段階で企画・構成イメージを発注者と十分にすり合わせした上で着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。
- ・業務の遂行にあたっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、本業務上知り得た個人情報を紛失し、又は本業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- ・発注者は、本業務の実施にあたり、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。受注者は貸与された資料を、委託者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。
- ・受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに他の目的に利用してはならない。
- ・著作権や肖像権、その他トラブルが発生しないよう企画、編集、必要な手続等を行い、万が一トラブルが発生した際は、受注者において対応を行う。

## 5 成果物

### (1) 報告書 1部

- ・本業務の実施概要資料

- ・本業務遂行時において作成した成果物
  - ・その他発注者が必要と認めるもの
- (2) 上記報告書の電子データ (CD-R 等) 1 式
- (3) 成果物の納期は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの発注者及び受注者が協議して決めた日とする。
- (4) 成果物納入後に発生した受注者側の攻めに帰する不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。

## 6 成果物の著作権

- (1) 成果物及び成果物を作成する過程で作成された附属物に係る著作権、使用权一切の権利は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく、成果物を複製、公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 受注者は発注者に対し、本業務の遂行及び本業務の遂行にもとづく成果物が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

## 7 その他

- (1) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に違反した場合は、委託金を支払わず、また、既に支払った委託金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、その都度、両者協議し、決定すること。